

“緑を愛する市民が住み

緑と人がともに交流するまちづくり”を進めます



北広島は豊かな緑に囲まれて、四季のうつろいが美しく映えるまちです。

本市は、昭和 61 年に緑のまちづくり条例を制定し、市民の皆さんとともに花と緑による美しいまちづくりを進めてきました。

近年、世界的に大気・海洋汚染、地球温暖化をはじめとした様々な環境問題が発生しておりますが、安全で快適な環境を創り出し、私たちの生活にやすらぎやうるおいをもたらしてくれる緑の存在があらためて注目されています。

このたび本市では、平成 32 年を目標年次とする「北広島市緑の基本計画」を策定しました。この計画は、市内の公園や森林などの緑が持つ様々な機能を最大限に発揮させ、本市がめざす「自然と創造の調和した豊かな都市」の実現に寄与するための施策を、緑の保全と活用の視点から総合的かつ体系的に進めることを目的としております。

計画の推進にあたっては、市民、事業者、行政の連携・協働により、市民がいつまでも快適な生活を営むことができる緑豊かなまちづくりを進めていく必要があります。

先人から受け継いだかけがえのない緑の財産を、将来の世代にしっかりと引き継いでいくことが、今を生きる私たちの使命と考えております。今後も一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

本計画の策定にあたり、「緑のワークショップ会議」「緑のまちづくり審議会」での熱心なご討議をはじめとして、市議会や関係機関・団体、そして多くの市民の皆さんから貴重なご提言をいただきましたことに対し、心から感謝を申し上げます。

平成 16 年 4 月

北広島市長 本 禄 哲 英

～ 目 次 ～

1章 緑の基本計画について	1
2章 北広島市の緑の特性と課題	
2-1.北広島市の緑の特性	5
2-2.緑の課題	10
2-3.制度上、体制上の課題	11
3章 緑地の保全及び緑化の目標	
3-1.緑の都市像	12
3-2.緑づくりの基本方針	15
3-3.計画の目標水準	18
4章 緑地の配置方針	
4-1.環境保全システムの配置方針	21
4-2.レクリエーションシステムの配置方針	23
4-3.防災システムの配置方針	25
4-4.景観構成システムの配置方針	27
4-5.総合的な緑地の配置方針	29
5章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策	
5-1.施策体系	32
5-2.豊かな森や林を将来の世代に引き継ぐための施策	33
5-3.市民がいきいきと交流し、憩える緑をつくるための施策	35
5-4.安全・安心の緑をまもり、づくり、育てるための施策	38
5-5.四季を彩る緑、ふる里の魅力を高める緑を大事にするための施策	39
5-6.参加・連携で緑づくりを進めるための施策	42
6章 重点プロジェクトにおける緑づくりの方針	
6-1.重点プロジェクトの選定	45
6-2.各重点プロジェクトの方針	47
7章 緑地保全地区内の緑地の保全	
7-1.南の里緑地保全地区指定計画地の概要	58
7-2.土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項	59
8章 計画の推進に向けて	60

参考資料